



桐生市内に事業所を有する事業者様

桐生市新しい生活様式導入支援補助金

活用してみませんか!?

桐生市では、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取り組みとして、「桐生市新しい生活様式導入支援補助金」(以下、「補助金」といいます)の申請受付を8月28日(金)から開始しました。

補助金のポイントについて、Q&A様式でまとめてみましたので、参考にしてください。補助金を積極的に活用されてはいかがでしょうか。

Q1 「新しい生活様式導入支援補助金」とはどのようなものですか？

A1 桐生市独自に、①安心空間創出事業(感染拡大防止に向けた各種設備、物品の導入)と②事業構造改革事業(感染拡大防止のための業態転換(新たな販売方法の導入)や施設の改築、新製品開発や生産性向上に関わる設備導入)に伴う経費を支援するために交付されるものです。

Q2 私は、「新しい生活様式導入支援補助金」を申請できますか？

A2 令和2年3月31日以前から桐生市内に風俗営業等以外の事業所(店舗)を有し、市税等の滞納がない法人又は個人事業主(宗教及び政治団体は除く)であれば申請できます。

Q3 どのような経費に対して補助金が交付されますか？

A3 令和2年4月1日以降に支出した経費(消費税相当額を除く。)のうち、①桐生市内の店舗(施設)に対するもの、かつ②領収書等で支出した金額、品目、支出先が確認できるものとされています。具体的な内容については、Q7でご確認ください。

Q4 経費に対してどの程度補助されますか？

A4 消費税相当額を除いた経費に対して、次表のとおり補助されます。

実施事業	対象額	補助割合	補助上限額
安心空間創出事業	経費合計(税抜)が 1万5千円以上	対象額の 3分の2	30万円
事業構造改革事業	単独の経費(税抜)が 50万円以上		200万円

注) 実施事業併用の場合、補助額は200万円が上限となりますのでご注意ください。

Q5 申請期間はいつまでですか？ また、補助金はいつ交付されますか？

A5 令和2年8月28日(金)~10月30日(金)までに郵送による申請とされていますが、先着順(予算額に達し次第受付終了)ですので、早めの申請をお勧めします。

9月下旬~11月下旬に交付決定通知があり、通知後、2週間程度で交付されます。

Q6 申請に当たって準備する書類はありますか？

A6 申請に当たってご用意いただく書類は、次表のとおりとされています。

提出書類	添付書類		備考
新しい生活様式導入支援補助金交付申請書(様式1号)	《法人》 直近の法人事業概況説明書(表)の写し 《個人》 令和元年分所得税の確定申告書(第一表)の写し		
経費内訳書(様式3号)	実施済	物品、工事等の費用に対する領収書の写し 実施結果が分かる写真	R2.4.1以降の日付のもの
	実施予定	物品、工事等の費用が分かる見積書の写し	税抜5万円以上

※ 事業構造改革事業の場合のみ

相見積もり各社の見積書の写し(※ 相見積もりで業者を選定した場合)	いずれかを必ず添付
業者選定理由書(様式2号) (※ 相見積もり以外で業者を選定した場合)	

注) 必要書類がすべて揃った時点で「受付」とされますので、書類の不足にはご注意ください。

Q7 補助金を申請できるものとできないものを具体例で教えてください。

A7 下表のとおりとされています。(出典：桐生市HP/抜粋)

申請	事業区分	活用の方向性	主なものの具体例
できる	安心空間創出事業	3密・接触を減らす対策	換気装置(換気扇、開閉窓、網戸設置など)の設置
			オープンテラスの設置
	ソーシャルディスタンス確保のため床サインを施工		
	店舗内にパーティション・防護スクリーンの設置		
	キャッシュレス・セルフレジの導入		
	人感センサー付照明機器、自動ドア・自動水栓の導入		
事業構造改革事業	感染対策のための業態転換(新たな販売方法)	インターネット販売システムの構築(システム設計・導入費)	
		出前機、おかもちの導入	
	感染防止の改築	非接触体温計や、サーモカメラの設置	
		空気清浄機・空気清浄機能付きエアコンの設置	
できない	事業構造改革事業	消毒設備(紫外線照射機、自動噴霧器など)の設置	
		注文、予約受付システムの開発	
		デリバリー専用カウンター、ドライブスルーの設置	
		デリバリーバイク(3輪)、キッチンカーの導入	
		業態転換による店舗等の改修	
		施設の空間を個室化、施設のオープンスペース化	
		新製品開発や生産性改善を目的とした設備導入	
消耗品の購入(例：マスク、フェイスガード、ゴーグル、消毒・除菌液、スリッパなど)			
汎用性が高い物品の購入(例：携帯電話、キッチンカー/デリバリーバイクを除く車両、自転車など)			
販売用の仕入(例：容器、箸、コップ、皿、おしぼり、原材料など)			
既存設備の清掃費や更新費用、リース料や保守等のランニングコスト			
不動産取得費、新築/増築(これらに伴う設備工事)、移転費用			
新たな生活様式と関連性が薄い物品購入(例：電化製品(空気清浄機能の無い扇風機など)など)			
人件費、会議費、運営費、交際費、光熱水費、切手等の金券類の購入、中古品・中古設備の購入			

補助金についてご不明の点がございましたら

桐生市商工振興課 (0277-22-7500 直通) までお問い合わせください。

また、申請等でお困りのことがございましたら、遠慮なく担当者までご連絡ください。